

事 務 連 絡

平成 2 2 年 9 月 3 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管課 担当者 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

PCBが使用された廃安定器の汚染事例等について

産業廃棄物処理行政の推進につきましては、日ごろより御尽力いただき感謝申し上げます。

PCB廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法等に基づき、PCB廃棄物の保管事業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者その他関係事業者に対して指導いただいているところですが、PCBが使用された安定器が廃棄物となったもの（以下「PCB使用廃安定器」という。）のPCBによる汚染事例及びPCB使用廃安定器の分解又は解体等について、別紙及び下記のとおり情報提供いたします。

記

1. PCB使用廃安定器を分解又は解体等した場合、別紙汚染事例のように、PCBを使用したコンデンサ以外の部分がPCBに汚染されている可能性があること。
2. このため、PCB使用廃安定器からのPCBの飛散、流出等を避ける観点から、PCB使用廃安定器を分解又は解体等せずに保管することが望ましいこと。

(別紙)

PCB 使用廃安定器の汚染事例について

事業者により保管されている PCB 使用廃安定器（切断等によりコンデンサを含む部分を取り除かれたもの（87 個）及び廃安定器から取り出されたコンデンサ（17 個））について、廃安定器の外側を覆うケースの表面及び廃安定器から取り出されたコンデンサの表面に付着した PCB の濃度、並びに廃安定器の内部部材（充填材）に含有される PCB の濃度を測定した（平成 20～21 年実施）結果、分析した各検体から PCB の検出が確認された（下表参照）。

分析対象及び検体数

分析対象物	数量	サンプリング箇所	分析検体数
廃安定器（コンデンサを含む部分を取り除かれたもの）	87 個(*1)	廃安定器の外側を覆うケースの表面	87
		内部部材（充填材）	46(*2)
廃安定器から取り出されたコンデンサ	17 個	コンデンサの表面	18
合計	104 個		151

(*1) コンデンサ充填材固定型の廃安定器（コンデンサを含む部分を取り除かれたもの）

86 個、コンデンサ外付け型の廃安定器（コンデンサを取り除かれたもの）1 個

(*2) アスファルト製充填材 42 検体、樹脂型充填材 4 検体

分析結果

サンプリング箇所	分析結果
廃安定器の外側を覆うケースの表面	4～48,000 $\mu\text{g}/100\text{cm}^2$
コンデンサの表面	5～101,000 $\mu\text{g}/100\text{cm}^2$
内部部材（充填材）	67～55,000mg/kg

(分析値範囲別検体数分布)

分析値範囲(*1)	10 未満	10 以上 100 未満	100 以上 1,000 未満	1,000 以上 10,000 未満	10,000 以上 100,000 未満	100,000 以上	計
安定器外側ケース表面	8	34	29	13	3		87
コンデンサ表面	2	11	3	1		1	18
内部部材(充填材)		1	16	18(4)(*2)	11		46

(*1) 単位は、安定器外側ケース表面及びコンデンサ表面は $\mu\text{g}/100\text{cm}^2$ 、内部部材（充填材）は mg/kg

(*2) カッコ内の数値は、樹脂型充填材の検体数（内数）

(日本環境安全事業株式会社による調査)